

第3章 地域環境の保全

第1節 良好な大気環境の確保

1 大気質の保全

【現状と課題】

大気汚染は、工場・事業場から排出されるばい煙や自動車排出ガスなどによって引き起こされます。

高度経済成長期には、大気汚染が急速に進行しましたが、近年、工場・事業場や自動車排出ガスへの対策が進み、全般的に改善されてきました。

環境基準¹の達成状況を測定項目別に見ると、令和6年度は二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、すべての測定局で環境基準を達成しました。また、平成21年度に新たに環境基準が設定された微小粒子状物質（PM2.5²）についても、5年連続で、すべての測定局で環境基準を達成しました。

一方、光化学オキシダント³は、すべての測定局で環境基準を達成しませんでした。光化学オキシダントの環境基準は、昼間（5～20時）の1時間値で評価しており、1年のうちに1時間でも基準値を超えてしまうと達成しません。なお、令和6年度の昼間の時間において、1時間値が環境基準値以下となった割合は、約93%でした。

図表 3-1-1 大気汚染物質の環境基準達成率（%）

項目／年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
二酸化硫黄及び一酸化炭素	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
二酸化窒素	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
浮遊粒子状物質	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
光化学オキシダント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【参考】（ ）内は、1時間値における環境基準値以下の割合	(91)	(90)	(89)	(92)	(92)	(93)	(94)	(93)	(95)	(93)
微小粒子状物質（PM2.5）	38	71	71	83	96	100	100	100	100	100

（注）環境基準達成率：環境基準達成測定局数／測定局数×100%

資料：県環境保全課

微小粒子状物質（PM2.5）は、平成25年1月の中国の深刻な大気汚染の影響により、県内でも濃度が上昇し、大きな関心が寄せられました。本県では、国が定めた注意喚起の基準を超過した場合には、高濃度予報を発表し県民への注意喚起を行うこととしていますが、これまでに高濃度予報を発表したことはありません。

その他には、黄砂や酸性雨の問題があります。

黄砂とは、中国内陸部の乾燥・半乾燥地域で強風により吹き上げられた多量の砂塵が上空の偏西風に運ばれて日本に飛来し降下する現象です。近年、飛来が大規模化しており、過放牧や耕地の拡大等の人為的な要因等の影響が指摘されています。

本県でも、黄砂の影響により、浮遊粒子状物質や微小粒子状物質（PM2.5）の濃度が上昇する日が、例年観測されています（気象庁による広島での黄砂観測は、令和6年3月で終了）。

1 環境基準：環境基本法第16条第1項の規定に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、国が定める環境の基準。大気汚染にかかるものは、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類の11物質について定められている。（基準値は、「広島県環境データ集」を参照）

2 微小粒子状物質（PM2.5）：大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が2.5μm（1μm（マイクロメートル）は1mmの千分の1）以下のものをいう。PM2.5は非常に小さい（髪の毛の太さの1/30程度）ため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念されている。

3 光化学オキシダント：工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や炭化水素類（HC）を中心とする一次汚染物質から太陽光線による光化学反応により二次的に生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸性物質の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている。光化学オキシダントは強い酸化力を持ち、高濃度では目やのどへの刺激や呼吸器へ影響を及ぼし、植物などへも影響を与える。

酸性雨は、硫黄酸化物や窒素酸化物の酸性物質が、雨などに溶け込んで通常より強い酸性を示す現象で、生態系や建造物への悪影響を及ぼします。国外（中国大陸）からの影響も指摘されています。

本県における降水pH⁴（年平均値）は、ほぼ横ばいで推移していますが、全国と同様にpH4～5の雨が観測されています。

図表 3-1-2 降水pH（年平均値）

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
広島市	4.7	4.6	4.5	4.7	4.6	4.7	4.9	5.0	4.9	4.9
呉市	4.7	5.0	5.0	5.1	4.7	4.9	4.9	4.8	5.0	4.9
福山市	5.0	5.1	5.0	5.2	4.8	5.3	-	-	-	-
三次市	5.0	5.1	5.1	5.3	5.3	5.9	5.5	5.3	5.3	-

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R6）	目標値 （目標年度）	目安	指標の 達成率	進捗状況
環境保全課	環境基準達成率： 二酸化硫黄	%	100	100	100 （R7）	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率： 一酸化炭素		100	100	100 （R7）	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率： 二酸化窒素		100	100	100 （R7）	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率： 浮遊粒子状物質		100	100	100 （R7）	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率： ベンゼン		100	100	100 （R7）	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率： ジクロロメタン		100	100	100 （R7）	100	100%	目標どおり達成

【取組状況】

（1）効果的・効率的な監視・情報提供体制の整備

ア 大気汚染の常時監視等 [環境保全課]

11市3町に設置した37局の大気測定局と中央監視局で構成する常時監視システムにより、県内の大気汚染状況を常時監視するとともに、大気汚染による人の健康被害等を未然に防止するため、緊急時に工場等にばい煙等の排出削減を要請する措置や、県民への周知及び大気汚染予報等の対策を実施しています。

【令和6年度実績】常時監視システムにより大気汚染状況を監視し、緊急時のばい煙の排出削減要請措置や県民への周知等を実施。

光化学オキシダントに係る緊急時発令については、情報を8回発令（注意報はなし）。毎時データや発令情報はホームページ、モバイルサイトに掲載し、迅速に情報提供。

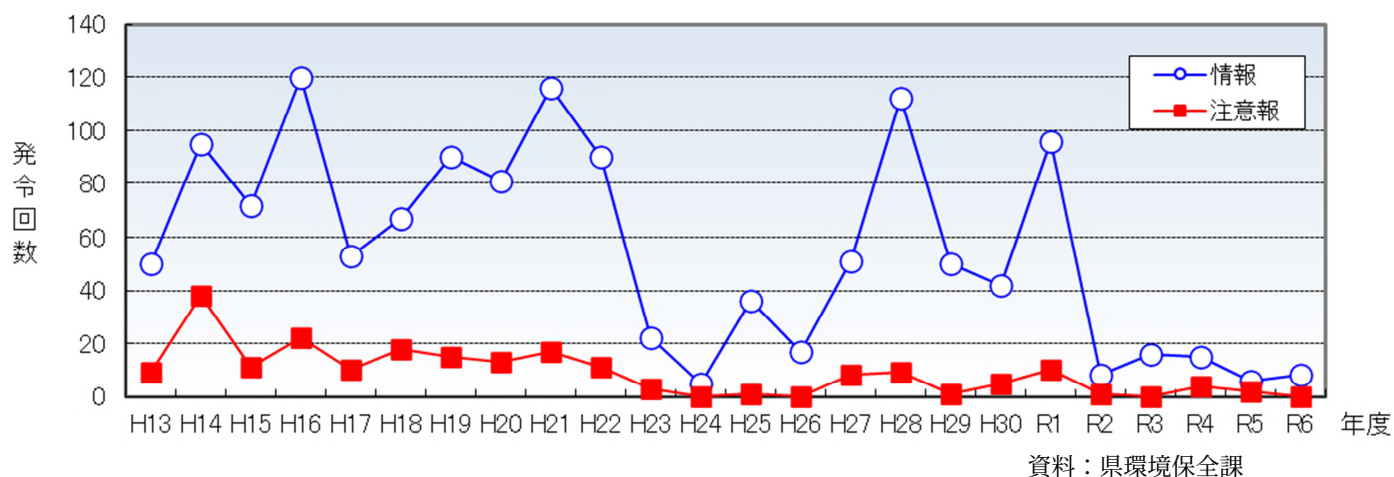
微小粒子状物質（PM2.5）については、県内25局で監視。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析を大竹油見公園局において、四季ごとに年4回実施。

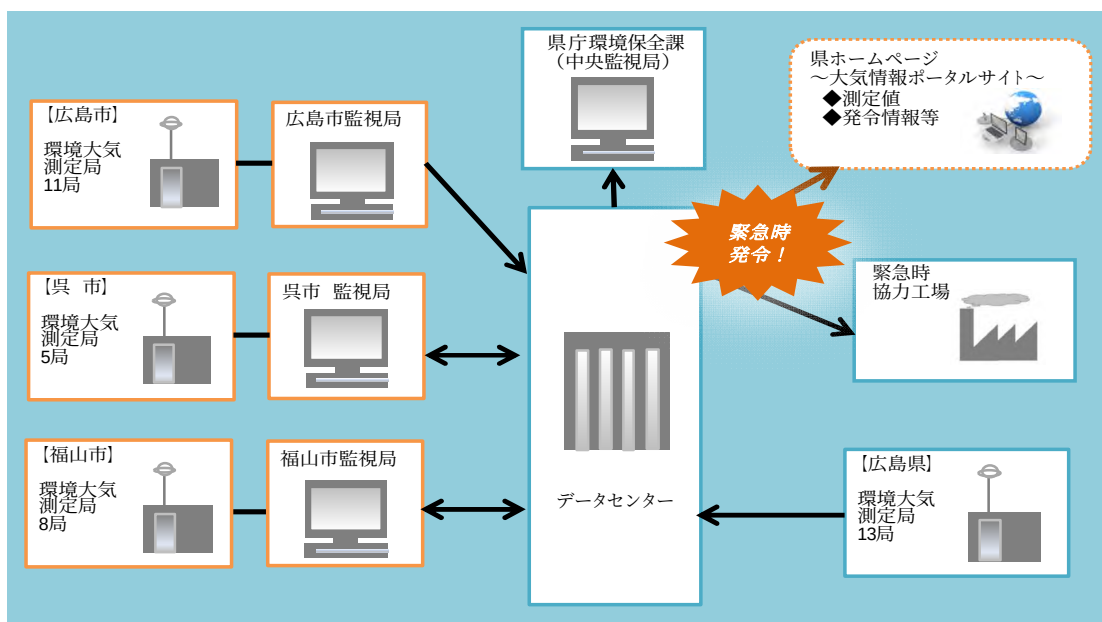
【令和7年度内容】引き続き、常時監視システムにより大気汚染状況を常時監視し、緊急時の措置や県民への迅速な周知等を実施。

4 pH：酸性かアルカリ性かの程度を0から14までの数値で表したもので、水素イオン濃度を表す単位。7が中性、数が小さいほど酸性が強く、数が大きいほどアルカリ性が強いことを示す。何も溶けていない水のpHは7.0で中性であるが、大気中の二酸化炭素が十分溶け込んだ場合のpHが5.6であるため、酸性雨はpH5.6以下となる。

図表 3-1-3 光化学オキシダントに係る緊急時発令状況



図表 3-1-4 大気汚染常時監視システム系統図



イ 酸性雨モニタリング調査 [環境保全課]

【令和6年度実績・令和7年度内容】

地域環境への酸性物質の蓄積動向に着目し、県内の調査結果を踏まえて影響を監視。《調査結果は、「図表 3-1-2 降水pH（年平均値）」参照》

なお、広島県では、三次市における酸性雨モニタリング調査を令和6年度から廃止。

(2) 固定発生源対策の推進

ア 排出規制の実施 [環境保全課]

工場・事業場からのばい煙（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等）及び粉じん等について、大気汚染防止法及び生活環境保全条例による規制を実施しています。また、大気汚染事故が発生した場合には、「広島県危機対策運営要領（大気汚染事故）」（平成21年度策定）に基づき、関係機関と連携して速やかな対応を実施します。

【令和6年度実績・令和7年度内容】大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づき、立入指導を実施。令和6年度は、全工場(3,200工場)のうち、908工場に立入検査を実施し、176工場に対し、行政指導を実施。《立入検査状況は、「広島県環境データ集」参照》

イ 揮発性有機化合物（VOC⁵）の排出抑制 [環境保全課]

浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントによる大気汚染の防止を目的として、原因物質の一つであるVOCの排出量を削減するため、排出基準が適用される工場の立入検査等の指導を強化しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】排出基準適用施設に対し、排出濃度検査等を実施するとともに、必要に応じて改善等を指導。また、基準適用外施設に対してもガイドライン等を活用し、自主的な取組を支援。令和6年度は22工場の立入調査を実施。

ウ 水銀の排出抑制 [環境保全課]

環境中を循環する水銀の総量を地球規模で削減するという水俣条約の趣旨に沿って、水銀の大気排出量をできるだけ抑制することを目的に「大気汚染防止法」の排出基準が設けられ、基準が適用された施設について排出抑制指導を実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】大気汚染防止法に基づき、立入指導を実施。令和6年度は、全工場(66工場)のうち、延べ37工場に立入検査を実施。

エ 有害大気汚染物質のモニタリング [環境保全課]

大気中の濃度が低濃度であっても、人が長期的に曝露された場合に、発ガン性など健康への影響が懸念される有害大気汚染物質による大気汚染状況を把握するため、ベンゼン等の環境基準設定物質を含む22の優先取組物質について月1回のモニタリングを実施しています。

【令和6年度実績】県内15か所でモニタリングを実施。令和6年度は、環境基準値又は国の指針値がある項目について基準値等を超過するものはなし。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和7年度内容】県内16か所でモニタリングを実施。

(3) 「自動車使用合理化計画」策定・公表制度の運用（再掲）

※ 第2部 第1章 第1節3 「(1)『自動車使用合理化計画』策定・公表制度の運用」(P9)

(4) 低炭素型交通体系の推進（再掲）

※ 第2部 第1章 第1節3 「(2)低炭素型交通体系の推進」(P10)

(5) 低公害車等の導入拡大（再掲）

※ 第2部 第1章 第1節3 「(4)低公害車等の導入拡大」(P11)

5 VOC: Volatile Organic Compounds の略称で、常温常圧で大気中に容易に揮発する有機化学物質の総称。

(6) エコドライブ等の普及（再掲）

※ 第2部 第1章 第1節3 「(5) エコドライブ等の普及」(P12)

(7) 県自らの低公害車の率先導入（再掲）

※ 第2部 第1章 第1節3 「(6) 県自らの電動車の率先導入」(P12)

2 騒音・振動、悪臭の防止

【現状と課題】

(1) 騒音

近年の騒音公害は、都市化の進展や生活様式の多様化に伴い、深夜営業や日常の家庭生活に起因する近隣騒音が問題となっています。

騒音の環境基準は、住民の生活環境を保全する観点から、都市計画法に基づく用途地域の指定状況等の土地の利用形態、時間区分及び発生源（航空機及び新幹線鉄道等）に応じて指定されています。

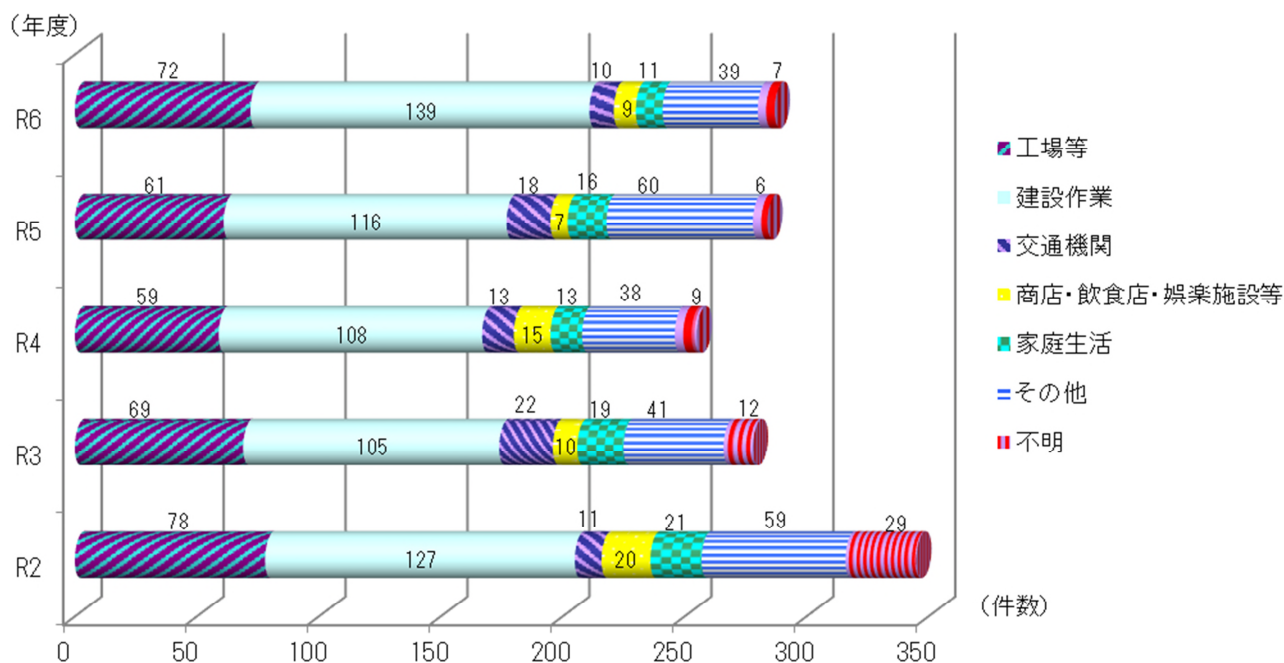
道路の沿線における自動車騒音の環境基準達成率は、一定の地域における騒音レベルが基準値を超過する戸数及び割合を把握する「面による評価」（面的評価）で見ると、経年的には横ばいの状況となっています。

航空機騒音については、広島空港周辺で、環境基準を達成しています（広島西飛行場周辺は廃港に伴い平成24年11月15日付けで環境基準の類型指定を解除）。

新幹線鉄道騒音の環境基準達成率については、低い状況にあります。

また、近年、人の耳では聞きとれない低周波音（空気振動）⁶による問題も生じています。

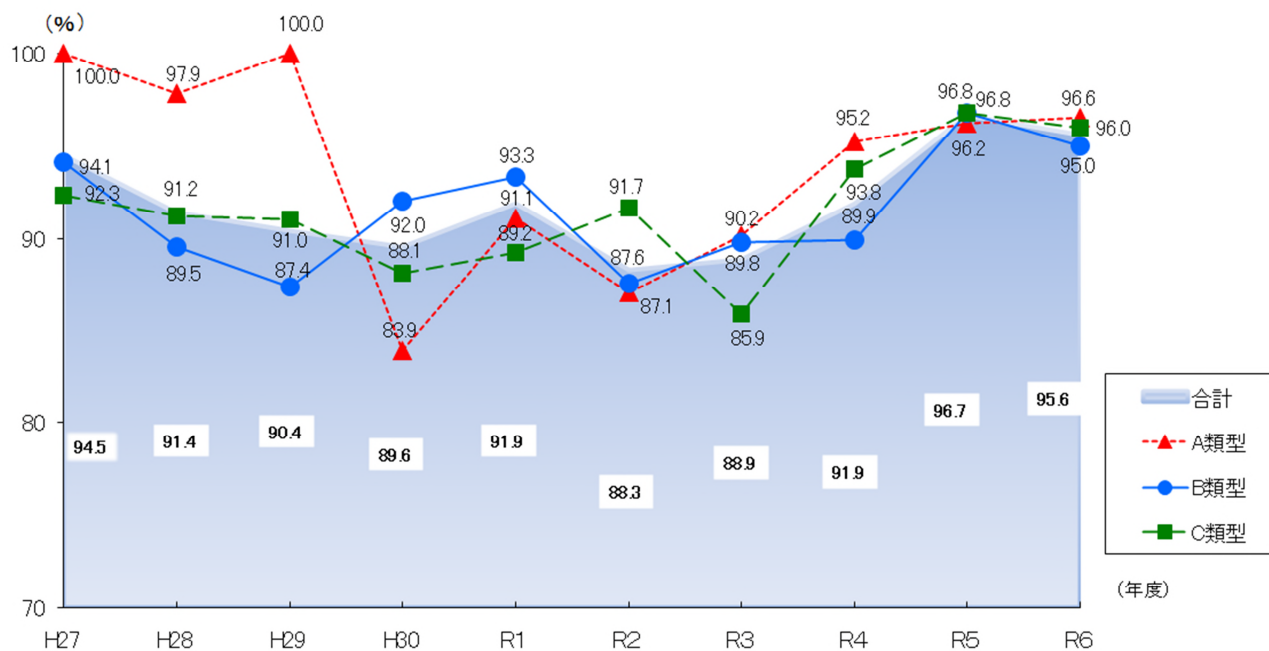
図表 3-1-5 騒音に係る当年度発生苦情件数の推移



資料：県環境保全課

⁶ 低周波音（空気振動）：人の耳には聞こえない20Hz以下の超低周波音と、20～100Hz程度の周波数範囲の音を合わせて、低周波音（空気振動）と通称される。人の聴覚感覚が鈍くなる周波数範囲の音である。建具や窓、障子などが振動して音を発生し、騒音・振動公害の一因として昭和40年代から問題化した。

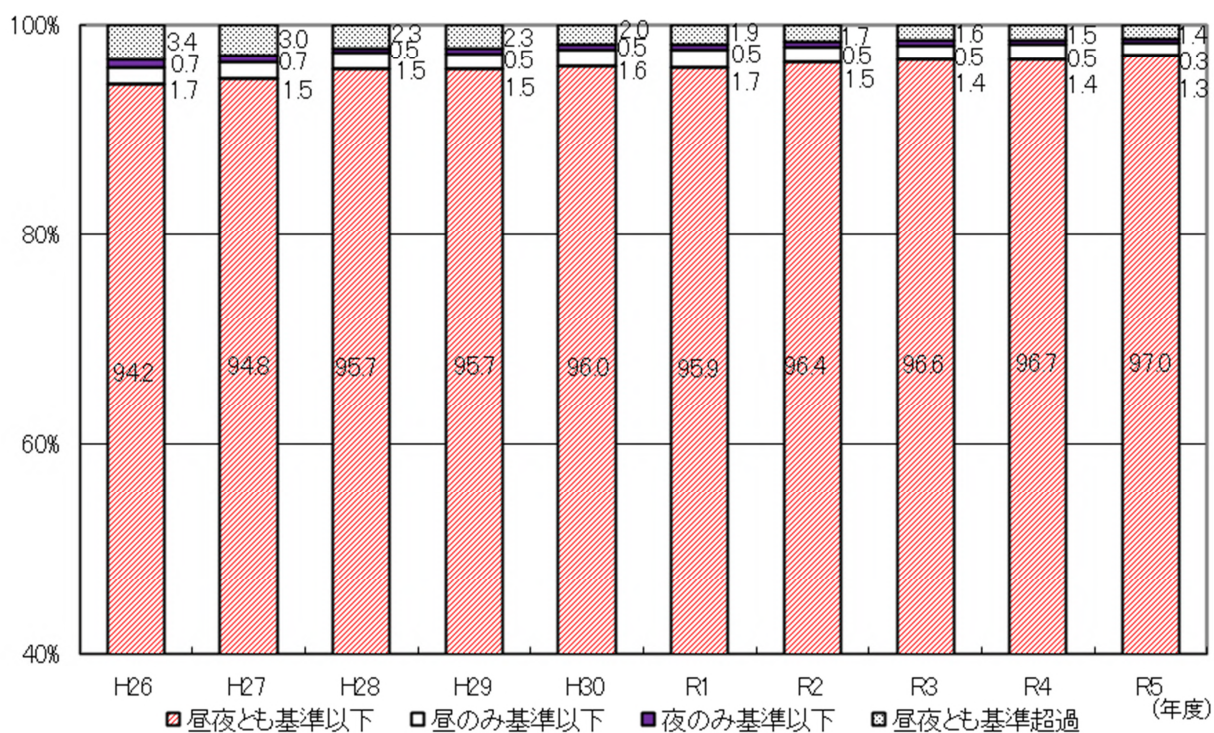
図表 3-1-6 一般地域における騒音の環境基準達成率



- A 類型…騒音規制地域のうち、第1種区域及び第2種区域（第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）に属する地域
 B 類型…騒音規制地域のうち、第2種区域（第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域を除く。）に属する地域
 C 類型…騒音規制地域のうち、第3種区域及び第4種区域に属する地域

資料：県環境保全課

図表 3-1-7 自動車騒音の面的評価による環境基準達成率

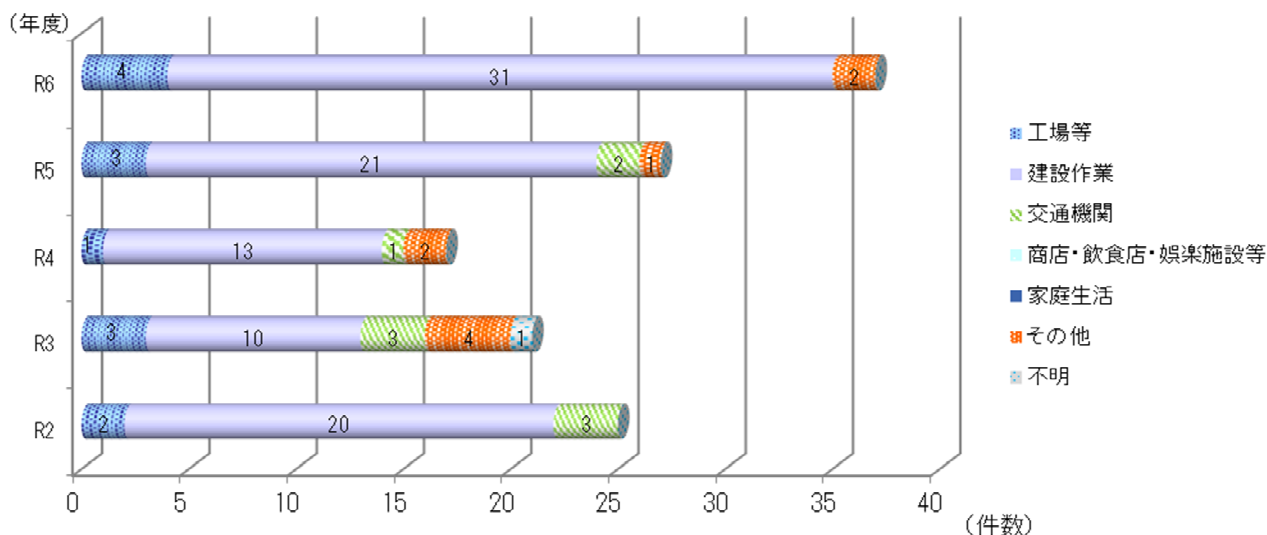


資料：県環境保全課

(2) 振動

振動公害は、工場、建設作業、交通機関等による人為的な地盤振動が原因で、建物を振動させて、物的又は感覚的被害を与えます。

図表 3-1-8 振動に係る当年度発生苦情件数の推移



資料：県環境保全課

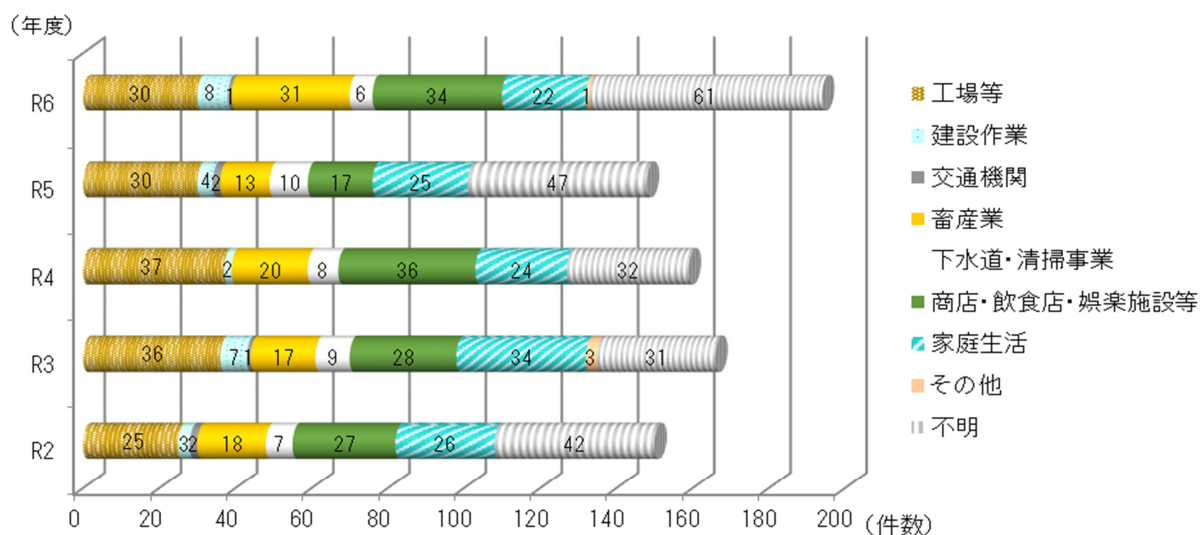
(3) 地盤の沈下

地盤沈下は、主として軟弱地盤において地下水を過剰に採取することによって生じるもので、一旦沈下を生じると、ほとんど回復することが不可能であるという特徴があります。現在、広島県において、地盤沈下が認められる地域はありません。

(4) 悪臭

悪臭の発生源は、製造業、塗装業、畜産業、下水・清掃事業、浄化槽など多種多様あり、様々な臭気物質が複合して生じるものであることから、臭気指数⁷に基づく規制の導入が効果的です。

図表 3-1-9 悪臭に係る当年度発生苦情件数の推移



資料：県環境保全課

⁷ 臭気指数：においそのものを人の嗅覚により測定する方法。採取した空気を無臭空気希釈して実際に人がにおいを嗅ぎ、においのなくなったときの希釈倍率から算出する。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R6)	目標値 (目標年度)	目安	指標の 達成率	進捗 状況
環境保全課	環境基準達成率：一般地域における騒音	%	91.9	95.6	環境基準の達成率の向上を図る (R7)	91.9	104.0%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率：道路に面する地域における騒音		84.6	89.9		84.6	106.2%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率：航空機騒音		100	100	100 (R7)	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率：新幹線鉄道騒音		50	75.0	環境基準の達成率の向上を図る (R7)	50	150.0%	目標以上達成

【取組状況】

(1) 騒音・振動の防止

ア 自動車騒音・道路交通振動対策

(ア) 自動車騒音及び道路交通振動の実態把握 [環境保全課]

個々の自動車から発生する騒音は、「騒音規制法」による規制が行われており、規制は段階的に強化されてきました。自動車騒音の測定は環境基準の指定地域内において、道路交通振動の測定は県内主要道路の沿線において、県や市町が測定を実施しています。

測定の結果、指定地域内における自動車騒音や道路交通振動が環境省で定める限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときは、市町長は、騒音について県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を要請したり、道路管理者等に意見を述べます。（令和6年度実績なし）

《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和6年度実績・令和7年度内容】自動車騒音の測定及び面的評価を実施。

イ 工場・事業場の騒音・振動対策

(ア) 工場・事業場等に対する規制の実施 [環境保全課]

a 騒音規制

「騒音規制法」及び「生活環境保全条例」により、指定地域内における特定の工場・事業場、特定の建設作業及び音響機器の騒音規制を実施するとともに、県内全域における深夜騒音、拡声放送等の規制を行っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】21市町で規制地域を指定しており、県は、市町に対し、技術的・専門的な助言を行い、市町の円滑な事務執行を支援。《規制状況、届出状況及び立入調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

b 振動規制

「振動規制法」により、指定地域内における特定の工場・事業場、特定の建設作業の振動規制を実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】19市町で規制地域を指定しており、県は、市町に対し、技術的・専門的な助言を行い、市町の円滑な事務執行を支援。《規制状況、届出状況及び立入調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

(イ) 環境騒音の実態把握 [環境保全課]

【令和6年度実績・令和7年度内容】市町が一般地域や道路に面する地域の環境騒音の実態を把握し、県は市町に対し技術的な支援を実施。《類型指定状況、環境基準達成状況は、「広島県環境データ集」参照》

ウ その他の騒音発生源対策等

(ア) 航空機騒音の常時・短期測定 [環境保全課、空港振興課]

広島空港周辺において、航空機騒音に係る環境基準の類型を指定しています。環境基準の達成状況等を把握するため、常時及び短期騒音測定を実施しています。《類型指定状況、測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和6年度実績・令和7年度内容】常時5地点、短期20地点で騒音測定を実施。

(イ) 新幹線騒音対策 [環境保全課]

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を指定しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】環境基準の達成状況等を把握するため、沿線において市町が測定を実施し、県は市町に対し技術的・専門的な助言を行い、市町の円滑な事務執行を支援。《類型指定状況、測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

(2) 悪臭の防止

ア 悪臭規制地域の指定 [環境保全課]

「悪臭防止法」により、指定地域内における全工場・事業場に対し、特定の悪臭物質濃度又は臭気指数による規制を実施しています。また、「生活環境保全条例」により、県内全域における特定の事業場に対し、規制を行っています。地域の指定は、住民の生活環境を保全するため、悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域等について行っています。《規制地域及び規制基準は、「広島県環境データ集」参照》

【令和6年度実績・令和7年度内容】市町への臭気指数規制の導入を推進。

イ 工場・事業場に対する悪臭規制の実施 [環境保全課]

【令和6年度実績・令和7年度内容】「悪臭防止法」及び「生活環境保全条例」による規制事務を行う市町において、工場・事業場に対して立入検査及び悪臭の測定を実施。《届出状況及び立入調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

第2節 健全な水環境の保全・管理

【現状と課題】

(1) 公共用水域⁸の環境基準達成状況

ア 健康項目

人の健康の保護に関する項目（カドミウムなど27項目）については、測定した146の全ての地点で環境基準を達成していました。

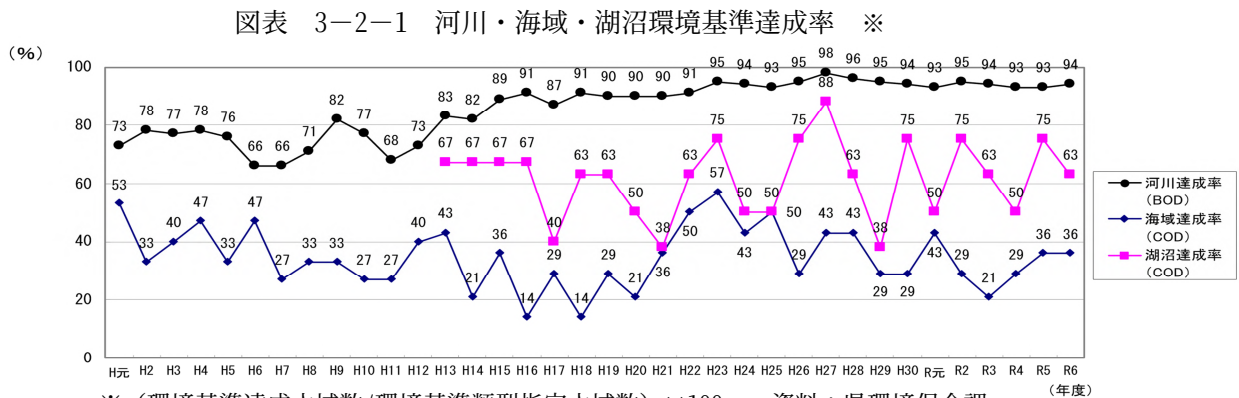
イ 生活環境項目

環境基準の類型が指定されている河川24水系82水域、海域14水域、湖沼8水域におけるBOD⁹（河川）・COD¹⁰（海域・湖沼）の環境基準の達成状況は、過去5か年の傾向として、河川は横ばい傾向ですが、海域、湖沼は変動しています。

河川のBODの環境基準達成率は高い状況ですが、都市部の河川では、生活排水による汚濁がみられ、環境基準が達成されていません。

また、県内で排出されるCOD汚濁負荷量¹¹は減少傾向ですが、内部生産¹²や藻場・干潟の減少等による浄化機能の低下などの影響により、海域のCOD環境基準達成率は低い水準で推移しています。富栄養化¹³に伴う赤潮¹⁴も依然として発生していることから、引き続き、海域に流入する汚濁負荷量の計画的な抑制が必要となっています。《類型指定状況と測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

また、全窒素及び全りんの水環境基準の類型が指定されている海域9水域、湖沼8水域の水環境基準の達成状況について、海域の全りんは全地点で基準を達成し、海域の全窒素も高い水準で基準を満たしていますが、湖沼の全窒素・全りんは横ばい又は変動傾向です。



8 公共用水域：河川、湖沼、海域、港湾、沿岸海域など広く一般に開放された水域及びこれらに接続する下水路、用水路等公共の用に供する水域のこと。

9 BOD：生物化学的酸素要求量。微生物が水中の有機物を分解する時に消費する酸素の量で、河川で環境基準値が定められている。この値が大きいほど、汚濁の程度も大きい。

10 COD：化学的酸素要求量。水中の有機物を酸化剤で酸化する時に消費される酸素の量で、湖沼・海域で環境基準値が定められている。この値が大きいほど、汚濁の程度も大きい。

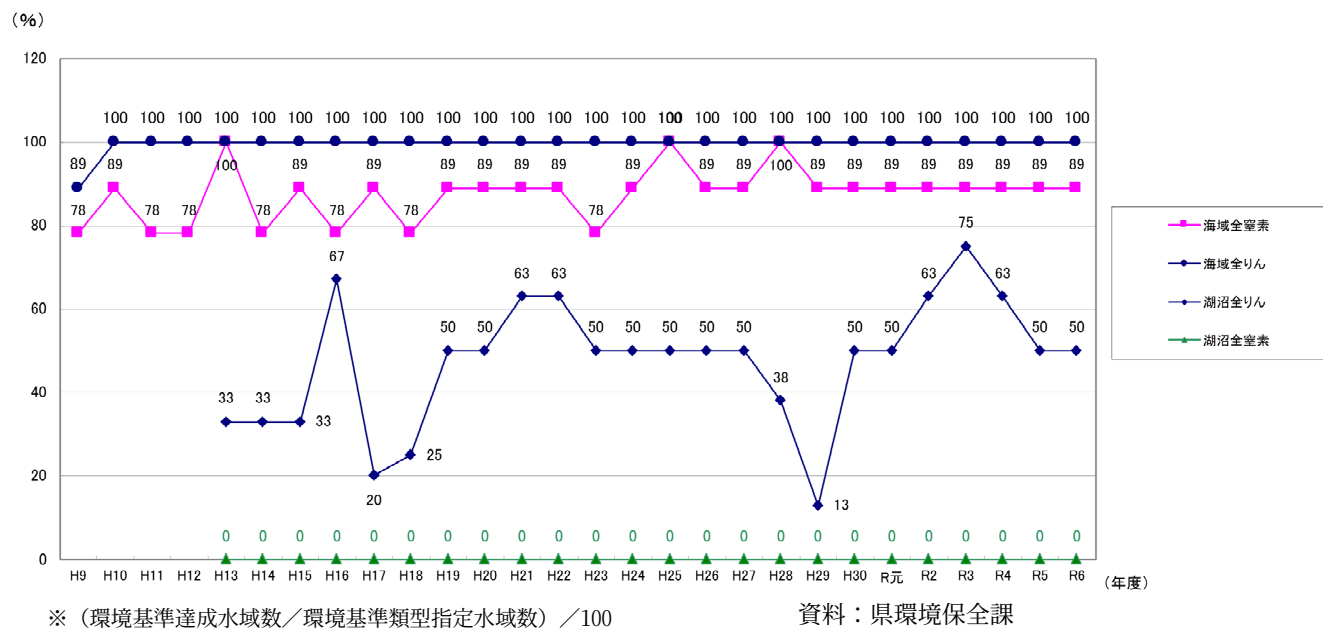
11 汚濁負荷量：陸域から排出されるCOD、窒素及びりん等の汚濁物質の総量。「汚濁負荷量＝汚濁濃度×排出量」で計算する。

12 内部生産：湖沼、内湾など閉鎖性水域において、植物プランクトンの増殖（光合成）により有機物が生産されること。植物プランクトンの増殖には、窒素やりんが不可欠であることから、こうした栄養塩類の水域への流入量を削減することにより内部生産を抑制できる。

13 富栄養化：水の交換が少ない閉鎖性水域において、工場排水等により水中の栄養塩類の窒素やりんなどが増え、プランクトン等が増殖しやすい状態になること。

14 赤潮：窒素やりんの増加に伴う水域の富栄養化により、水中の植物プランクトンが異常に増殖して水の色が赤褐色や茶褐色に変色すること。

図表 3-2-2 全窒素及び全りん環境基準達成率（海域・湖沼）※



ウ 地下水

令和6年度は県内49地点で地下水の水質調査を実施し、環境基準達成率は、91.8%（令和5年度89.4%）でした。《測定結果等は、「広島県環境データ集」参照》

（2）発生汚濁負荷量

県内で排出される汚濁負荷量は、瀬戸内海流域がそのほとんどで、経年的には横ばい傾向です。

図表 3-2-3 県内で排出される汚濁負荷量（令和5年度末現在）

区 分		産業排水 (t／日)	生活排水 (t／日)	その他 (t／日)	合計 (t／日)
瀬戸内海	COD	16	14	6	36
	窒素	10	13	16	40
	りん	0.5	1.1	0.6	2.2
その他 (江の川)	COD	2.3	1.4	2.8	7
	窒素	0.5	1.2	7.2	8.9
	りん	0.1	0.1	0.4	0.6
県計	COD	18	15	8.7	43
	窒素	10	15	23	49
	りん	0.6	1.1	1	2.8

※端数処理の関係で、合計が合わない場合がある。

資料：県環境保全課

産業排水の発生汚濁負荷量のうち、COD、りんの約3～4割が総量規制の対象とならない小規模及び未規制の事業場等から排出されています。窒素については、指定地域内事業場からの負荷量が約8割を占めています。

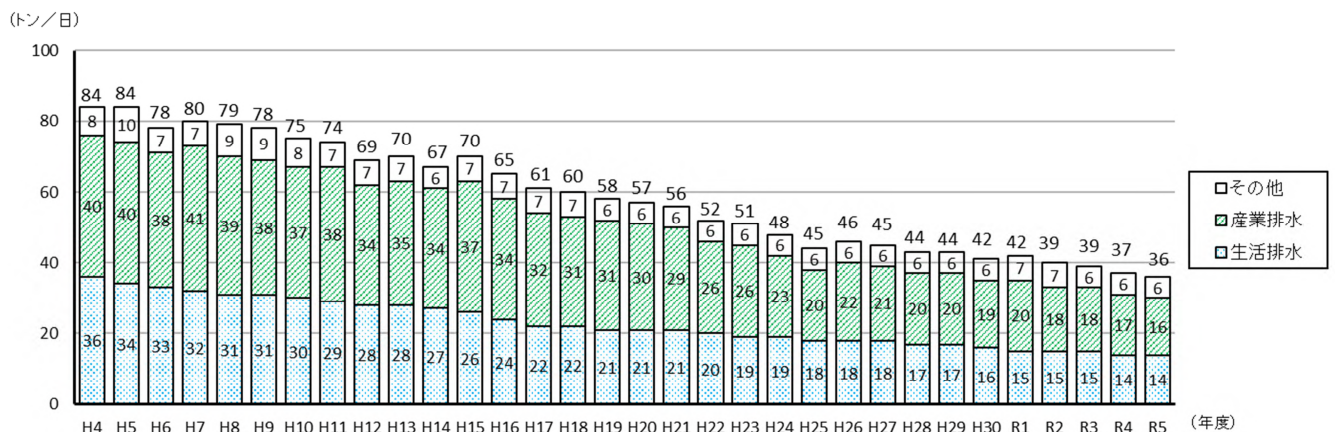
なお、産業排水の業種別の負荷量の割合としては、COD及び窒素では、パルプ・紙製造業、化学工業及び鉄鋼業で約5～6割を占めるなど、工業が盛んな本県の地域性を反映したものとなっています。

りんは、食料品製造業の割合が約2割を占めるほかは製造業以外の業種による負荷量が約7割と多くなっています。

また、生活排水の発生汚濁負荷量のうち、CODの約5割が未処理のまま放流される生活雑排水によるものであり、排水処理施設の整備など、着実な対策が必要です。窒素については、下水道終末処理場からの負荷量が約5割を占めていますが、これは下水道整備の進展により、生活雑排水の処理が進んだ結果です。

なお、污水处理人口普及率（し尿と生活排水の処理率）を地域別に見ると、市域と町域で格差があり、とりわけ中山間地域では、地形的な条件等により整備が遅れています。《産業排水、生活排水ごとの発生源別汚濁負荷量の割合等は、「広島県環境データ集」参照》

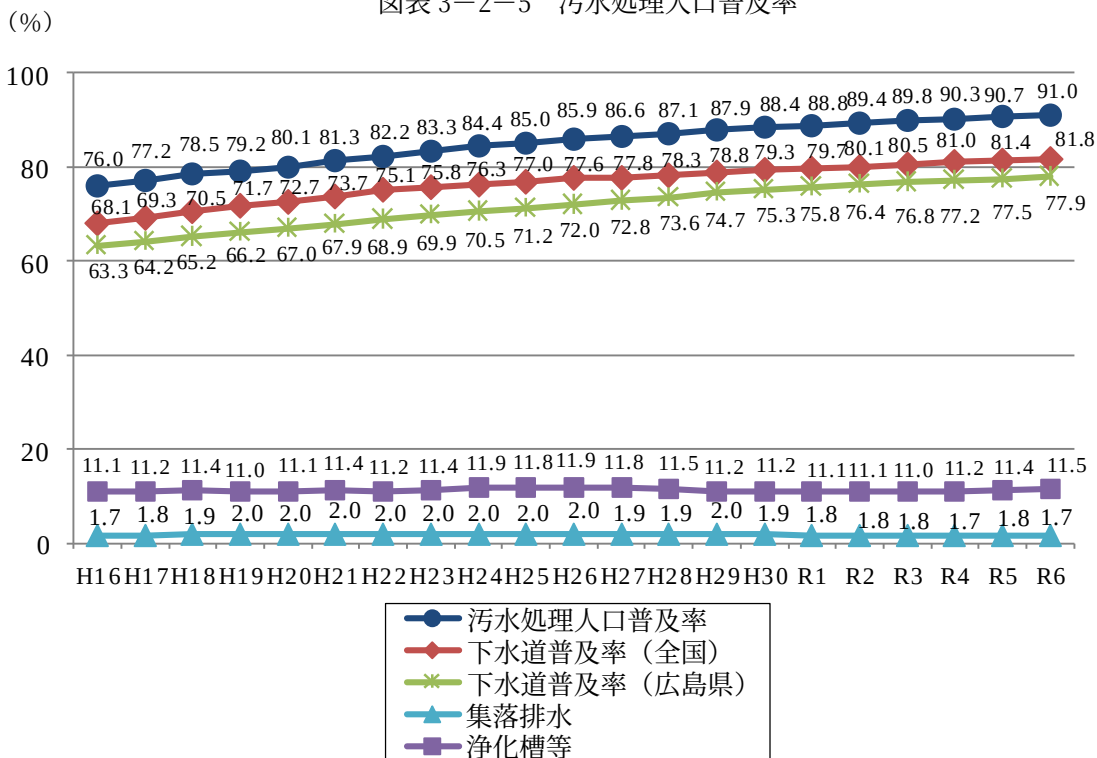
図表 3-2-4 瀬戸内海流域におけるCOD発生汚濁負荷量



※窒素、りんはデータが少ないため未掲載

資料：県環境保全課

図表 3-2-5 污水处理人口普及率



資料：県循環型社会課、県農業基盤課、県港湾漁港整備課、県都市環境整備課

(3) 富栄養化の状況

県内の湖沼や海域においては、生活排水等の流入による窒素・りん濃度の上昇（富栄養化）が原因となり、植物プランクトンが繁殖して赤潮や水道水源の利水障害が発生しています。

棕梨ダムでは、過去10数年来、水の華¹⁵・アオコが発生しており（令和元年度は54日、令和2年度は45日確認）、特に、平成8年には下流の宮浦・坊士浄水場の濾過障害の遠因と考えられ、平成12年には貯水池内のアオコの大量発生による異臭及び景観阻害が生じているため、水質保全対策が必要とされています。《赤潮発生海域概要及び棕梨ダムのアオコ確認日数は、「広島県環境データ集」参照》

図表 3-2-6 赤潮発生状況

歴年	発生件数		発生継続日数別件数 (広島県)				発生日数 (広島県)		漁業被害を 伴った件数	
	広島 県	瀬 戸 内 海	5 日 以 内	6 ～ 10 日	11 ～ 30 日	31 日 以 上	発 生 日 数	平 均 日 数	広 島 県	瀬 戸 内 海
H18	9	94	0	2	4	3	282	41	1	11
H19	3	99	0	1	1	1	143	47	0	9
H20	2	116	0	0	1	1	50	25	0	19
H21	4	104	0	0	0	4	233	58	0	7
H22	4	91	0	0	0	4	169	42	0	9
H23	2	89	0	0	1	1	59	30	1	11
H24	3	116	0	1	0	2	96	32	0	18
H25	6	83	0	0	3	3	195	33	0	9
H26	4	97	0	0	0	4	241	60	1	13
H27	4	80	0	0	1	3	217	54	0	16
H28	3	78	0	0	0	3	277	92	1	14
H29	2	71	0	0	0	2	145	73	0	12
H30	4	82	0	0	1	3	150	38	0	9
R1	2	58	0	0	0	2	97	49	0	6
R2	4	83	0	0	2	2	210	53	1	6
R3	2	70	0	0	0	2	161	81	1	12
R4	3	59	0	0	0	3	202	68	0	7
R5	7	85	0	0	2	5	315	45	0	9
R6	3	—	0	0	0	3	273	91	0	—

資料：水産庁瀬戸内海漁業調整事務所、県水産課

※令和6年の瀬戸内海の赤潮発生件数及び漁業被害件数は、令和8年版環境白書にて公表。

(4) 有機フッ素化合物

有害性が指摘されている有機フッ素化合物（PFAS）¹⁶の一種であるPFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）が、令和5年度、瀬野川流域の河川及び飲用中の地下水において、国が定めた暫定的な目標値である50ng/Lを超過して検出されました。

暫定目標値は、環境基準値ではないものの、継続的に摂取する水は目標値を下回ることが望ましいとされていることから、国が定めた対応の手引きに従い、曝露防止の取組を進めるとともに継続的な監視調査を行う必要があります。《測定結果については、「広島県環境データ集」参照》

15 水の華：植物プランクトンの異常増殖によって水の色が変化する現象。

16 有機フッ素化合物(PFAS)：難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、世界中に広く残留し、環境や食物連鎖を通じて人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されている化学物質。PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）については、国が人の健康の保護に関する要監視項目として位置づけ、引き続き知見の集積に努めることとされているほか、超過地点周辺における対応を国が示している。

(5) 水循環

水は、蒸発・降水・浸透・貯留・流下・海への流入という過程を繰り返す中で浄化されますが、都市への急速な人口・産業の集中と過疎化の進行、産業構造やライフスタイルなどの社会変化を背景として水循環が急激に変化したことにより、河川流量や雨水浸透量の減少、湧水の枯渇、水質汚濁、生態系への影響などの諸問題が生じています。

こうした問題の解決を図るためには、それぞれの地点で環境の質を判断し、汚濁負荷の低減を通じて環境の保全を図る「場の視点」による取組とあわせ、水源となる森林から海に至る河川の流域を一体的な水循環系として捉える「流れの視点」に基づいて、河川流量や地下浸透量の保全等を図る取組が不可欠です。併せて、家庭や工場・事業場における水の合理的・循環的な利用をさらに進めていく必要があります。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R6)	目標値 (目標年度)	目安	指標の 達成率	進捗状況
環境保全課	環境基準達成率：重金属等有害物質	%	100	100	100 (R7)	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率：河川BOD		92.7	93.9	環境基準の 達成率の向上を図る (R7)	92.7	101.3%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率：海域COD		42.9	35.7		42.9	83.2%	未達成
環境保全課	環境基準達成率：海域全窒素		88.9	88.9		88.9	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率：海域全りん		100	100	100 (R7)	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	環境基準達成率：地下水		81.6	91.8	環境基準の 達成率の向上を図る (R7)	81.6	112.5%	目標どおり達成
環境保全課	COD汚濁負荷量（瀬戸内海水域）：生活系COD	t/日	15	14 (R5)	13 (R6)	13.8※1	98.6%	概ね達成
環境保全課	COD汚濁負荷量（瀬戸内海水域）：産業系COD		20	16 (R5)	20 (R6)	20※1	120%	目標以上達成
環境保全課	COD汚濁負荷量（瀬戸内海水域）：その他COD		7	6 (R5)	7 (R6)	7※1	114.3%	目標どおり達成
循環型社会課ほか	汚水処理人口普及率	%	88.8	91.0	92.8 (R8)	91.7※1	99.2%	概ね達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

＜未達成の項目の要因と今後の対応方針＞

指標項目(内容)	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
環境基準達成率：海域COD	海域CODの環境基準達成率は、年度によって変動はあるものの、令和元年度と比較して、県西部及び東部海域の水域において環境基準が未達成となったことから、県全体の達成率が低下した。 要因として、陸域（河川、工場・事業場等）や外海からの有機物の流入、内部生産等による濃度上昇が考えられる。	「広島県水質総量削減計画」に基づき、工場・事業場等からの排水等について監視・指導を適切に実施するなど、汚濁発生源に係る対策を推進する。

【取組状況】

(1) 生活排水処理対策（し尿等）の推進

ア 広島県污水適正処理構想の推進 [都市環境整備課・港湾漁港整備課・農業基盤課・循環型社会課]

生活排水に係る各種污水处理施設（下水道、集落排水、浄化槽等）の整備を効率的に進めるため、令和2年3月に広島県污水適正処理構想の見直しを実施しました。

イ 下水道の整備促進 [都市環境整備課・流域下水道課]

(ア) 公共下水道の整備

公共用水域の水質改善及び生活環境の改善を目指して、市町の下水道整備を推進しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】14市8町で、下水道整備及び維持管理を実施。

(イ) 流域下水道の整備

市街化の進展が著しい河川流域について、流域を一体とした効果的な下水処理を確保するため、各浄化センターの地震対策を推進するとともに、維持管理を行っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】太田川流域下水道については、東部浄化センターの改築及び維持管理を実施（令和6年度末現在、148,380 m³/日で稼働）。また、窒素・リンの除去を目的に高度処理を実施している。芦田川流域下水道については、芦田川浄化センターの改築及び維持管理を実施（令和6年度末現在、190,400 m³/日で稼働）。また、窒素・リンの除去を目的に高度処理を実施している。沼田川流域下水道については、沼田川浄化センターの改築及び維持管理を実施（令和6年度末現在、34,800 m³/日で稼働）。

ウ 農業・漁業集落排水処理施設の整備促進

(ア) 農業集落排水事業 [農業基盤課]

農業振興地域内の農業集落において、農業用水や公共用水域の水質改善及び生活環境の改善を目指して、農業集落排水施設の整備及び更新を実施しています。

【令和6年度実績】8地区について更新。

【令和7年度内容】9地区について更新。

(イ) 漁業集落環境整備事業 [港湾漁港整備課]

漁港区域背後の漁業集落において排水処理施設を整備することにより、前面海域への負荷を低減するとともに、集落内の生活環境の改善を図っています。

【令和6年度実績】污水管路等を1地区で整備、3地区で更新。

【令和7年度内容】污水管路等を1地区で整備、2地区で更新。

エ 浄化槽の整備促進等 [循環型社会課]

(ア) 浄化槽の整備

集合処理施設の整備が地理的・経済的に困難な地域において生活排水対策を推進するため、小型浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業を実施しています。また、し尿のみを処理する単独処理浄化槽が多数設置されていることから、生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽への転換を推進しています。

【令和6年度実績】小型浄化槽設置整備事業で16市町（349基の浄化槽）、公共浄化槽整備推進事業で3市（150基の浄化槽）に対し補助。

【令和7年度内容】小型浄化槽設置整備事業で19市町（558基の浄化槽）、公共浄化槽整備推進事業で3市（123基の浄化槽）に対し補助。

図表 3-2-7 事業の概要

区分	小型浄化槽設置整備事業	公共浄化槽等整備推進事業
事業の内容	個人設置の浄化槽（単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換に限る。）に助成する市町に対し、市町の事業費の1/3×減額率（一律）を事業実施年度に補助	市町が公共事業として浄化槽を整備する事業に対し、市町の起債元金償還額（交付税措置分を除く。）の1/2もしくは1/3を起債償還年度に補助

図表 3-2-8 浄化槽の法定検査の受検率の推移（単位：％）

区 分 \ 年 度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	全 国 (R5)
新設時の検査（7条検査）	99.8	100.0	99.7	100.0	100.0	100.0	97.4
定 期 検 査（11条検査）	70.7	71.8	71.2	71.3	73.8	74.7	49.8

資料：県循環型社会課

【令和6年度実績・令和7年度内容】浄化槽適正維持管理促進協議会を開催し、浄化槽の適正な維持管理の促進や効果的な普及啓発について、関係者と意見交換や協議を実施。また、県内全市町と共催で浄化槽維持管理業者を対象とする講習会を開催。

オ 生活排水浄化対策推進要綱等に基づく取組 [環境保全課]

生活排水対策の推進に関して基本となる生活排水浄化対策推進要綱により、全県的な生活排水対策を推進しています。さらに、水質汚濁が懸念される河川や湖沼については、生活排水対策重点地域の指定（黒瀬川・高屋川・山南川・二河川・藤井川）等による対策を講じています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】市町や関係団体の協力を得て、普及啓発活動を実施するとともに、計画の推進を図るため、計画の進行状況の把握や関係機関相互の連絡調整などを実施し、住民、事業者、行政が一体となった生活排水対策を推進。

（2）水源林等の保全・整備の推進

ア 保安林整備事業 [森林保全課]

流域保全上重要な水系の上流域に存する森林等において、流域全体にわたる水源涵養機能や土砂流出防止機能等の高度発揮に資するため、筋工・柵工などの簡易な土木構造物の設置及びこれらと組み合わせた保安林整備並びに、保安林の改良・保育等の保安施設事業を実施しています。

（3）地下水汚染対策の推進

ア 地下水質調査 [環境保全課]

「水質汚濁防止法」に基づき、地下水の汚染状況を監視するため地下水質調査を行っています。

【令和6年度実績】県内52地点での調査を実施。

【令和7年度内容】県内49地点での調査を実施予定。

(4) 瀬戸内海の水質の保全・管理

ア 排水規制等の実施 [環境保全課]

特定事業場からの排水に対しては、水質汚濁防止法や生活環境保全条例等により排水基準や総量規制基準を設定し排水規制を実施しています。また、排水規制を受けない小規模の事業場に対しては、排水処理施設の適正な維持管理などについて指導を行っています。《特定事業場の届出状況は、「広島県環境データ集」参照》

【令和6年度実績・令和7年度内容】立入検査や排水検査を実施し、処理施設、排水方法の改善等が必要な事業場については、適切な排水等を行うよう指導。さらに、行政処分による措置が必要と認めた場合は、改善命令等の行政処分を実施。《立入検査数は、「広島県環境データ集」参照》

イ 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の推進 [環境保全課]

第9次総量削減計画（令和4年10月24日策定（告示））に基づき、瀬戸内海に流入する汚濁負荷量の総量の総合的かつ計画的な抑制を図っています。計画達成の方策として、下水道・合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備（生活排水対策）、総量規制基準による工場・事業場の排水対策や小規模事業場排水対策（産業排水対策）、農地からの負荷低減対策、畜産排水対策、養殖漁場の環境改善等を行っています。

図表 3-2-9 第9次総量削減計画負荷量 (単位：t/日)

区 分	令和6年度（目標年度）	令和元年度（基本年度）	削 減
COD	40	42	-2
窒 素	42	42	0
り ん	2.5	2.5	0

資料：県環境保全課

【令和6年度実績・令和7年度内容】工場・事業場への立入検査を行い総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の測定状況等の監視・指導等により、第9次総量削減計画を推進。

※ 特定事業場の汚濁負荷量自動測定器設置状況（令和6年度末現在）：COD 201基、窒素 171基、りん 171基

ウ 公共用水域等の常時監視等 [環境保全課]

公共用水域や地下水の水質及び底質の状況を把握するため、測定計画を策定し、水質の常時監視を行っています。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和6年度実績】水質の常時監視を実施。（令和6年度実績は図表3-2-10のとおり。）有機フッ素化合物（PFAS）の一種であるPFOS等が、河川等で、暫定的な目標値を超過したことから、関係市と連携し、曝露防止の取組や継続的な監視調査を行うとともに、関係省庁や米国大使館に対し、米軍による川上弾薬庫の敷地内の水質や土壌の環境調査の実施等について、関係市と共同で要望。

【令和7年度内容】引き続き、公共用水域や地下水の水質及び底質の状況を把握するほか、PFASについては、関係市と連携し、継続的な監視を実施するとともに、敷地内の環境調査等が実施されるよう、様々な機会を捉えて日本政府や米国に要望していく。

図表 3-2-10 水質常時監視実績（令和6年度）

項 目	対 象 水 域 等
公共用水域	河川：38水系 227地点、海域：6海域 67地点、湖沼：8水域 8地点
底 質	河川：5水系 12地点、海域：3海域 14地点

エ 各種調査 [環境保全課]

水質保全対策の一環として、海水浴場調査を実施しています。《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和6年度実績・令和7年度内容】県内の主要海水浴場の水質調査を開設前（5月）12か所で実施。令和6年度は、いずれも海水浴に適した水質であり、病原性大腸菌O157についても調査した結果、いずれの海水浴場からも検出なし。

オ 養殖漁場における環境負荷の削減 [水産課]

魚類養殖における給餌方法及び放養密度の適正化等の指導により、水質汚濁負荷量の削減を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】魚類養殖における給餌方法及び放養密度の適正化等を指導。令和6年度は養殖衛生指導会議（22 か所）、巡回指導（43 か所）を実施。令和7年度も同様。

カ 赤潮対策 [水産課]

（ア）監視通報体制の強化

赤潮による漁業被害を未然に防止するため、国及び瀬戸内海沿岸域の1府10県の観測データを情報交換するとともに、県内拠点漁協からの通報、水産海洋技術センター及び関係農林水産事務所の赤潮発生状況調査等を基に赤潮情報を発令し、カキ、ハマチ、タイ等養殖業の漁業被害の軽減を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】赤潮による漁業被害の未然防止を図るため、国及び瀬戸内海沿岸府県との情報交換（随時）や赤潮情報を発信。令和6年度は、5件の赤潮情報（注意報・警報・解除）を発信。

（イ）調査研究の推進

赤潮発生機構を解明するため、水温、塩分、溶存酸素、栄養塩類及び赤潮プランクトンを調査しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度は12回の定期水質調査、15回の有害赤潮の発生特性調査を実施。

キ 環境負荷低減事業活動の導入推進 [農業技術課]

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づき、土づくりと化学肥料・化学合成農薬低減や温室効果ガス削減を実施する計画を認定し、環境にやさしい農業を推進しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】認定を受けようとする者への助言等を実施。令和6年度は21件（累計22件）の計画を認定。

ク 特別栽培農産物の推進 [農業技術課]

農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき生産された農産物を「安心！広島ブランド」として認証し、環境への負荷をできる限り低減した栽培方法の普及促進を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】制度の啓発を図り、認証を推進。令和6年度は168件を認証。

ケ 耕畜連携による資源循環型畜産の推進 [畜産課]

畜産経営の健全な発展のため、「広島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」に基づいて、家畜排せつ物の管理の適正化を図り、畜産環境の保全及び資源循環型畜産の確立を積極的に推進します。

また、家畜排せつ物の適正な管理による畜産環境の保全並びに堆肥化等による家畜排せつ物の農地へのリサイクルを推進するため、資源循環型畜産推進指導協議会（以下「指導協議会」）による巡回指導等を実施します。

【令和6年度実績・令和7年度内容】指導協議会による畜産農家の巡回指導を実施。令和6年度は、7戸を指導。

コ 家畜排せつ物処理施設整備の推進 [畜産課]

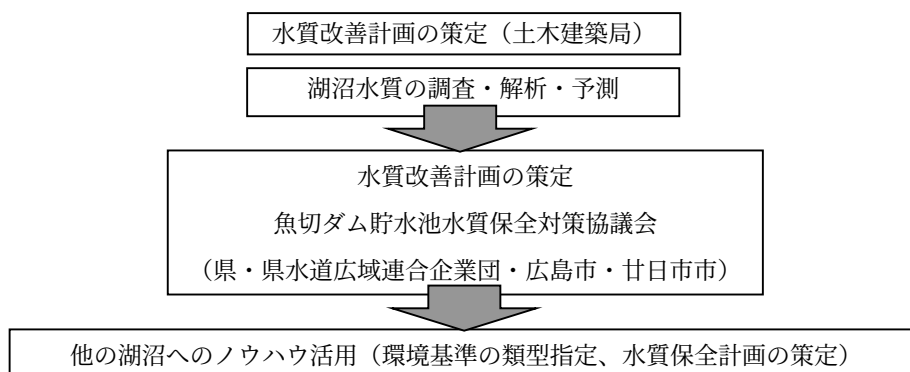
家畜排せつ物の適正な管理と良質堆肥の安定的な生産及び利用の促進を図るため、堆肥化を基本とした家畜排せつ物処理施設及び堆肥保管施設の整備並びに機能保全を計画的に推進しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】令和6年度、令和7年度は、家畜排せつ物処理施設の整備計画はなし。

サ 湖沼水質改善対策 [環境保全課・河川課]

魚切ダム貯水池のアオコの発生による利水障害を改善するため、湖沼水質改善対策事業を行っています。また、この事業の成果は、他の湖沼の水質保全対策に反映させています。

図表 3-2-11 湖沼水質対策の概要



【令和6年度実績・令和7年度内容】魚切ダム貯水池水質改善計画（令和7年3月改正）に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、土壌浄化施設による流入河川対策及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施することにより、関係機関と連携を図りながら、水質改善対策を推進。

また、啓発活動の一環として、本取組をホームページで公開し、関係住民への周知を実施。

魚切ダム貯水池水質改善計画を令和7年3月に改正。引き続き、水質改善対策を推進。

シ 棕梨ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

棕梨ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を棕梨ダム貯水池水質改善計画（令和5年2月改正）に基づき、流入河川及び貯水池内で実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】水質調査等を継続的に実施するとともに、水質改善計画に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、植生浄化施設及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施。

ス 山田川ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

山田川ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を山田川ダム水質改善計画（令和5年1月改正）に基づき、流入河川及び貯水池内で実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】水質調査等を継続的に実施するとともに、水質改善計画に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、植生浄化施設及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施。

セ 福富ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

福富ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を福富ダム貯水池水質保全計画（令和2年4月改定）に基づき、流入河川及び貯水池内で実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】水質調査等を継続的に実施するとともに、水質保全計画に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、曝気循環装置によるダム湖内対策を実施。

ソ 野間川ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

水道用水としての運用開始に伴い、野間川ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を野間川ダム貯水池水質保全計画（令和5年1月改正）に基づき、流入河川及び貯水池内で実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】水質調査等を継続的に実施するとともに、水質保全計画に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、曝気循環装置によるダム湖内対策を実施。

タ 庄原ダム貯水池水質保全事業 [河川課]

水道用水としての運用開始に伴い、庄原ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を庄原ダム貯水池水質保全計画（令和元年7月改正）に基づき、流入河川及び貯水池内で実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】水質調査等を継続的に実施するとともに、水質保全計画に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、ダム湖内対策を実施。

第3節 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全

【現状と課題】

現代の社会経済活動において製造・使用されている様々な化学物質は、生活を豊かにし、生活の質の維持向上に欠かせない一方で、長期間曝露することにより、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれのあるものがあり、悪影響が生じないよう適正な管理を進め、環境への負荷の低減を図る必要があります。

(1) PRTR¹⁷制度

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」に基づき、人の健康等に有害なおそれのある化学物質 515 物質について、環境への排出量等を事業者自ら把握し、国に届け出るとともに、国は届出データ及び推計データ（自動車、家庭等からの排出量）を、集計・公表しています。

国が公表した令和 5 年度の排出量等の状況によると、広島県における届出事業所数は全国 16 位（2.4%）、届出排出量・移動量は、全国 12 位（4.9%）です。届出外排出量（推計）を含めた環境への排出量は、全国 12 位（3.5%）です。また、広島県における届出排出量の多い化学物質は鉛及びその化合物（廃棄物）、キシレン（主な用途：溶剤）、トルエン（主な用途：溶剤）の順で、届出排出量全体の 53.5% を占めています。

図表 3-3-1 化学物質の排出状況等（令和 5 年度）

区 分			広島県		全国	
届出事業所数			783		32,502	
排出先・移動先又は排出源の区分			量（t/年）	割合(%)	量（t/年）	割合(%)
届出排出量・移動量	排出量	大気	4,737 (4,213)	39.8	117,169	29.1
		公共用水域	277 (216)	2.3	12,431	3.1
		土壌	0	0.0	26	0.0
		埋立処分	1,877 (578)	15.8	7,250	1.8
		計	6,891	57.8	136,877	34.0
	移動量	廃棄物	4,993	41.9	263,986	65.6
		下水道	30	0.3	1,803	0.4
		計	5,023	42.2	265,789	66.0
届出排出・移動量計			11,914	100.0	402,666	100.0
届出外排出量	対象業種	1,058	21.2	42,922	21.3	
	非対象業種	1,760	35.3	70,426	34.8	
	家庭	826	16.6	33,661	16.6	
	移動体	1,346	27.0	55,259	27.3	
	合計	4,990	100.0	202,268	100.0	
排出量合計			11,882	—	339,145	—

（注 1）括弧内の数値は、令和 5 年度の届出対象物質の見直し後も継続して指定された 319 物質の排出量

（注 2）量（t/年）の数値は、小数点第 1 位を四捨五入している。

（注 3）端数処理の関係で、合計が合わない場合がある。

資料：県環境保全課

¹⁷ PRTR：Pollutant Release and Transfer Register の略。市民等による環境情報の把握を目的に、行政が事業者からの報告に基づいて化学物質の排出量や移動量のデータを収集し、公表する制度。

(2) ダイオキシン類¹⁸の環境基準の達成状況

ダイオキシン類による環境汚染の状況を把握するため、大気、水質、底質、地下水及び土壌の汚染状況調査を行っており、いずれにおいても環境基準の適合を確認しています。ダイオキシン類は人の健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、環境汚染の未然防止を図るため、今後も、継続して調査を実施する必要があります。

(3) アスベスト¹⁹対策

アスベストを吸引すると15～50年の潜伏期間を経て肺がん等の疾患を招くおそれがあるため、県は、アスベスト対策推進本部を設置し、相談窓口の整備をはじめ、健康対策、環境対策、廃棄物対策、建築物対策など総合的な対策の推進に取り組んでいます。

アスベストは、ビルの天井や外壁等の建材に多く利用されているため、建築物等の解体や廃棄物処理の際に飛散防止対策を徹底する必要があります。今後、アスベストが使用された建築物等の解体の増加が見込まれるため、アスベスト廃棄物を適正に処理する施設の整備が必要となります。

また、発生源周辺等で行った環境モニタリングの結果、大気中のアスベスト濃度は低いレベルであることが確認されましたが、環境の状況を監視するため、継続してモニタリングを実施する必要があります。

(4) 土壌汚染対策の円滑な推進

平成29年5月に「土壌汚染対策法」の一部が改正（平成31年4月全面施行）され、土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大や、汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設などの土壌汚染に関する適切なリスク管理が推進されています。

工場跡地等の土壌汚染については、令和5年度の全国の調査事例によると、1,509件の調査結果が報告され、588件の土壌汚染が判明し要措置区域等に指定されるなど、高い水準で推移しており、県内においても、土壌汚染が判明する事例が発生しています。土壌は、いったん汚染されると、その影響が長期にわたり、地下水への影響も考えられることから、土地所有者等が適切な未然防止対策を講じるとともに、必要な調査を実施し、汚染が判明した場合は適切な措置を講じる必要があります。

18 ダイオキシン類：一般的には、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランをまとめた略称。ダイオキシン類対策特別措置法では、これらに加えて、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニルをダイオキシン類と定義している。塩素原子の数と位置により多数の異性体があり、このうち2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性が最も強く、生殖機能への影響、発ガン性や奇形を引き起こすおそれがあることなどが指摘されている。主な発生源として、ごみの焼却等により非意図的に副生成物として生成。

19 アスベスト：石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物のこと。繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO（世界保健機関）ではアスベストを発ガン物質と断定。日本でも、大気汚染防止法（昭和43年）により、平成元年に「特定粉じん」に指定され、使用制限又は禁止されるようになった。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R6)	目標値 (目標年度)	目安	指標の 達成率	進捗 状況
環境保全課	ダイオキシン類環境基準達成率：大気	%	100	100	100 (R7)	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	ダイオキシン類環境基準達成率：公共用水域		100	100	100 (R7)	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	ダイオキシン類環境基準達成率：土壌		100	100	100 (R7)	100	100%	目標どおり達成
環境保全課	事業者によるダイオキシン自主測定の実施率		100	98.5	100 (R7)	100	98.5%	概ね達成
環境保全課	化管法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量：大気※ ¹	t/年	6,102 (H30)	4,213 (R5)	排出量の削減を図る (R7)	6,102	131.0%	目標以上達成
環境保全課	化管法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量：公共用水域※ ¹		217 (H30)	216 (R5)		217	100.5%	目標どおり達成
環境保全課	化管法に基づく指定化学物質の環境への届出排出量：埋立処分※ ¹		2,324 (H30)	578 (R5)		2,324	175.1%	目標以上達成

※1 現状値は、令和5年度の届出対象物質の見直し後も継続して指定された319物質の排出量

【取組状況】

(1) 化学物質の排出抑制の推進

ア リスクコミュニケーション²⁰等の推進

(ア) P R T Rデータの集計結果の公表 [環境保全課]

化管法に基づき、事業者から届け出られた排出の状況等について、国の集計データをもとに県内の状況を地域別等に集計し、ホームページ等により公表するとともに、環境リスク²¹に関する情報を提供しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】県内における化学物質の排出・移動の状況について集計し、P R T R対象物質についての情報をホームページ等により、分かりやすく公表。

(イ) リスクコミュニケーション等の推進 [環境保全課]

事業者、住民及び行政によるリスクコミュニケーションを推進するための取組を行っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】県ホームページを活用し、地域に密着した市町等と連携してリスクコミュニケーションを実施する等、県民が化学物質の理解を深める取組を促進。

イ ダイオキシン類排出抑制対策事業（ダイオキシン類等対策事業） [環境保全課]

ダイオキシン類の環境中への排出を抑制するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、工場・事業場に対し、排出濃度の自主測定の実施等の指導や行政検査等を実施し、法の基準の遵守徹底を図っています。《自主測定の実施状況等は、「広島県環境データ集」参照》

【令和6年度実績・令和7年度内容】ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査及び行政検査を実施し、排出基準の遵守や自主測定結果の報告等について指導。

20 リスクコミュニケーション：化学物質や環境汚染などにより人類や生態系が受ける影響（リスク）について、企業や地域住民、消費者、行政などが意見交換・対話を通じて相互理解を深め、適切な対策につなげていく手法。

21 環境リスク：人の活動によって環境に加えられる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性）のこと。

ウ ダイオキシン類環境調査 [環境保全課]

ダイオキシン類についての環境汚染状況調査を実施しています。《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和6年度実績・令和7年度内容】大気、水質等の調査を年1～4回実施。令和6年度は、大気24、水質35、底質28、地下水4及び土壌15地点を調査したところ、全地点で環境基準に適合。

エ 化学物質環境汚染実態調査 [環境保全課]

環境省の委託を受け、一般環境中の化学物質による汚染状況を把握するための調査を実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】広島湾及び呉港において水質及び底質調査を実施。令和6年度は、経年的な変化を把握する8物質群のモニタリング調査（水質及び底質）、環境残留状況を把握する初期環境調査（水質及び底質）及び詳細環境調査（水質及び大気）を実施（県管轄分のみ）。

オ 生物・食品の汚染対策 [食品生活衛生課]

(ア) 魚介類等の汚染状況調査

PCB²²、水銀、トリブチルスズ化合物（TBT）及びトリフェニルスズ化合物（TPP）による食品の汚染状況を調査しています。《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和6年度実績・令和7年度内容】地方卸売市場等に入荷する魚介類や市販鶏肉等について調査。令和6年度は全て暫定的規制値以下。

(イ) かきの重金属検査

生かきに含まれる重金属を調査し、広島かきの衛生対策を推進しています。《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【令和6年度実績・令和7年度内容】11地点で調査（1地点で欠測のため。令和7年度は12地点で調査予定）。令和6年度は全て通常の数値の範囲内。

(2) 化管法に基づく化学物質の自主管理の徹底

ア 化学物質の排出削減・自主管理の徹底

(ア) 排出量等の届出指導 [環境保全課]

第一種指定化学物質の環境への排出量及び事業場外への移動量を把握し、届け出ることが義務付けられている事業者に対して、排出量等の把握及び届出に係る指導を行っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】届出対象事業者への適切な届出指導を実施。

(イ) 自主管理の促進指導等 [環境保全課]

事業者に対し、自主的な化学物質の管理の改善を促進するため、技術的な支援等を実施しています

【令和6年度実績・令和7年度内容】「生活環境保全条例」に基づき、対象事業者に対して化学物質自主管理計画書の作成・公表を指導し、化学物質の自主管理を促進。

22 PCB：ポリ塩化ビフェニル。絶縁性、不燃性などの特性から電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていたが、昭和43年のカネミ油症事件によりその毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造が行われていない。しかし、処理施設が無かったため、長期にわたりほとんどの処理が行われないまま大量に保管が続いている状況にあったが、近年その処理が進み始めている。

(3) アスベスト対策の推進

ア 県民への的確な情報提供 [環境保全課、産業廃棄物対策課、健康づくり推進課、建築課]

県民の不安解消を図るため、健康、環境汚染、廃棄物処理、建築物に関するアスベスト相談窓口を設置し、各種相談に応じるとともに、県ホームページ等により、アスベスト関連情報を提供しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】相談窓口の設置、県民向け及び事業者向けのパンフレットの作成。県ホームページによるアスベスト関連情報の提供。

イ 建築物解体等の規制 [環境保全課]

「大気汚染防止法」に基づき、建築物及び工作物の解体等の作業現場への立入検査を実施し、作業基準の遵守を指導するとともに、アスベストの飛散防止を指導しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】建築物及び工作物の解体等の作業現場に立入し、アスベスト飛散状況調査の実施。令和6年度は延べ644作業現場で立入検査を、延べ13地点39か所（県管轄分のみ）で測定調査を実施。

ウ 環境モニタリングの実施 [環境保全課]

一般環境や発生源周辺の大気中のアスベスト濃度を測定しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】環境モニタリングを実施。令和6年度は、一般環境20地点において実施。すべての地点で、特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準を下回った。

エ 廃棄物処理の規制 [産業廃棄物対策課]

「廃棄物処理法」に基づき、処理業者等への立入検査や、廃棄物処理時のアスベスト飛散状況を調査し、アスベスト廃棄物の適正処理を図っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】産業廃棄物処理業者等への立入検査やアスベスト飛散状況を調査し、アスベスト廃棄物の適正処理を指導。

(4) 土壌汚染の未然防止

ア 土壌汚染状況調査等の実施指導 [環境保全課]

土地所有者等に対し、法に基づく土壌汚染状況調査の実施の徹底を指導するとともに、汚染が判明した場合には、要措置区域等へ指定し、汚染の除去等の措置の実施について指導を行います。

【令和6年度実績・令和7年度内容】法に基づき、土地所有者等に対する指導を行うとともに、区域の指定等、必要な措置を実施（令和6年度末現在の指定状況：要措置区域5件、形質変更時要届出区域79件）。

図表 3-3-2 土壌汚染対策法に基づく届出等の件数（令和6年度）

項 目	件 数
法第3条第1項に基づく土壌汚染状況調査結果の報告	7
法第3条第1項ただし書に基づく確認	22
法第3条第7項に基づく形質の変更の届出	8
法第3条第8項に基づく調査命令	10
法第4条第1項に基づく土地の形質変更の届出	429
法第4条第3項に基づく調査命令	3
法第5条第1項に基づく調査命令	0
要措置区域等の指定（区域拡大を含む、延べ件数）	15
要措置区域等の解除（一部解除を含む、延べ件数）	7
法第12条に基づく形質の変更の届出	16
法第12条第5項に基づく計画変更命令	0
法第14条に基づく指定の申請	7
法第16条に基づく汚染土壌の搬出時の届出	9
法第16条第4項に基づく計画変更命令	0
法第16条に基づく基準適合認定申請	0
法第19条に基づく措置命令	0
法第22条に基づく汚染土壌処理業の許可申請（更新許可を含む）	1
法第23条に基づく汚染土壌処理業の変更許可申請	0

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

イ 土地改変時の土地履歴調査等の実施指導 [環境保全課]

土壌汚染の早期発見と適切な処理を推進し、土壌汚染問題の発生を未然に防止するため、一定規模の土地の改変を行う者に対し、条例に基づき、土地履歴調査及び土壌汚染確認調査等の実施について、指導を行っています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】土地改変時における調査について指導等を実施。

図表 3-3-3 広島県生活環境の保全等に関する条例（土壌環境の保全）
に基づく報告等の件数（令和6年度）

項 目	件 数
土地履歴調査結果の報告	107
土壌汚染確認調査結果の届出	1
汚染拡散防止計画書の提出	0

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

ウ 大久野島の土壌汚染に係る環境調査等 [環境保全課]

大久野島の土壌汚染については、国において、撤去処理等の当面の対策（平成11年6月完了）が行われましたが、恒久的対策が着実に講じられるよう、大久野島周辺環境の調査を定期的の実施しています。

【令和6年度実績・令和7年度内容】大久野島周辺海域5か所において、砒素及び鉛に係る水質調査を実施した結果、すべて環境基準に適合。引き続き、水質調査を実施。